

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	総務課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	行為の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町六郷東根コミュニティセンター管理規則第 6 条 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町六郷東根コミュニティセンター管理規則第 6 条第 1 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町六郷東根コミュニティセンター管理規則 （行為の制限） 第 6 条 構内において、次に掲げる行為をしようとするものは、町長の許可を受けなければならない。 （1） 物品の販売及びこれに類する行為 （2） テントその他これに類する施設の設置 （3） はり紙、掲示板、懸垂幕、のぼり、アドバルーン等の掲示又は掲揚 （4） 建物等の目的外利用 2 略
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	3 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日